

第2章

やすらぎづくりへの挑戦

子育てにやさしく、すべての市民が健やかに暮らせるまち

第1節

安心して子育てができるまちをつくる・・・・・・・・・・ 80

施策16 出合いの支援・・・・・・・・・・ 80

- (1) 結婚を希望する男女への支援 (2) 出合いをサポートする団体への支援

施策17 子育て支援の充実・・・・・・・・・・ 82

- (1) 経済的支援の充実 (2) 子育て支援サービスの充実
(3) 子育て家庭の交流を促進する事業の充実 (4) 相談・支援体制の充実
(5) 放課後児童クラブの充実

施策18 ひとり親家庭等の福祉の充実・・・・・・・・・・ 84

- (1) 経済的自立支援の充実 (2) 生活支援の充実
(3) 相談・支援体制の充実

施策19 保育サービスの充実・・・・・・・・・・ 86

- (1) 保育所等における特別保育の充実 (2) 保育の質・量の確保と保育環境の充実
(3) 認定こども園の推進 (4) 認定こども園の整備

第2節

高齢者が暮らしやすい環境をつくる・・・・・・・・・・ 88

施策20 地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・ 88

- (1) 生活支援・介護予防サービスの充実 (2) 地域における介護体制の充実
(3) 支え合う地域づくりの推進 (4) 認知症施策の推進
(5) 在宅医療と介護の連携

施策21 生きがいづくりと社会参加の支援・・・・・・・・・・ 90

- (1) 生きがいづくり・社会参加 (2) 敬老事業の実施
(3) 高齢者の地域貢献

第3節 障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる・・・92

施策22 障害のある人への生活支援と社会参加の促進・・・92

- (1) 相談・支援体制の充実 (2) 障害者への不当な差別をなくす支援
- (3) 障害者の社会参加と自立した生活の促進

第4節 共に助け合い、支え合うまちをつくる・・・94

施策23 地域福祉の充実・・・94

- (1) 地域のネットワークづくり (2) 福祉のまちづくりの推進
- (3) 生活困窮世帯に対する自立支援と生活援護

第5節 生涯を健やかに過ごせる体制を整える・・・96

施策24 健康づくりの推進・・・96

- (1) 健康増進計画・食育推進計画(第2次)の推進 (2) 母子の健康づくりの推進
- (3) 成人と高齢者の健康づくりの推進 (4) 歯科保健の推進
- (5) 感染症対策の推進 (6) 健康づくり組織への支援

施策25 医療サービスの向上・・・98

- (1) 地域医療体制の充実 (2) 市民病院の運営
- (3) 国民健康保険・後期高齢者医療保険の健全運営 (4) 福祉医療費助成制度の適正運営

第1節 安心して子育てができるまちをつくる

施策16 出会いの支援

基本方針

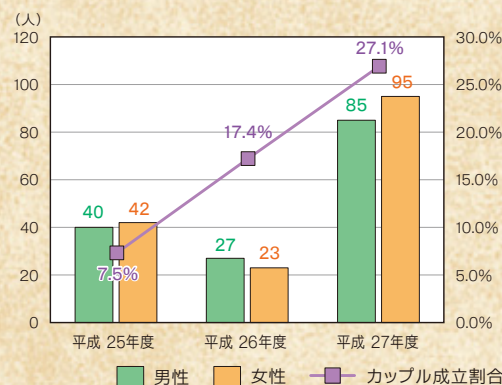
出会いの場の提供などにより婚姻率や出生率の向上を図るとともに、安心して結婚・出産できる環境を整え、結婚や子育ての希望を叶えることのできるまちを目指します。

実施状況と課題

- 結婚を希望する男女を対象に、婚活イベントや婚活セミナーを開催し、出会いの場を提供しています。
- 出会いをサポートするイベントを開催する団体に開催費用の助成をし、市民が主体となって出会いを支援する機運を醸成しています。
- 30代では男性で3～4割、女性で2～3割が未婚となっており、出生率にも影響を与えています。
- 結婚に向けた情報提供など支援の充実を図る必要があります。

関連図表

【婚活参加者数とカップル成立数の推移】



■たつの婚活 in 赤とんぼ荘

施策の内容

- (1) 結婚を希望する男女への支援 担当課：子育て支援課
- 市内在住・在勤・定住希望などの独身者を対象に婚活イベントを実施し、出会いの場を提供することで結婚のきっかけづくりを支援します。
 - 自分自身を磨き、自身をアピールしたり、相手の魅力に気付くといった婚活に必要な知識・教養を身につけるため、婚活セミナーを開催します。
- (2) 出会いをサポートする団体への支援 担当課：子育て支援課
- 婚活支援を行う団体へイベント開催費用の助成を行い、市民が主体となって出会いを支援する機運を醸成します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・ 出会いを希望する男女を応援していきましょう。	・ 参加しやすいイベントに取り組みましょう。 ・ 結婚を希望する男女への理解を深め、結婚後も働き続けられる職場づくりに努めましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
カップルの年間誕生数	組	23	60
平成 33 年度目標値の設定理由	開催数を増加し、現状の 3 倍を目標に設定		
婚活支援団体数	団体	2	12
平成 33 年度目標値の設定理由	各地域 3 団体を目標に設定		



■婚活セミナー

第1節 安心して子育てができるまちをつくる

施策17 子育て支援の充実

基本方針

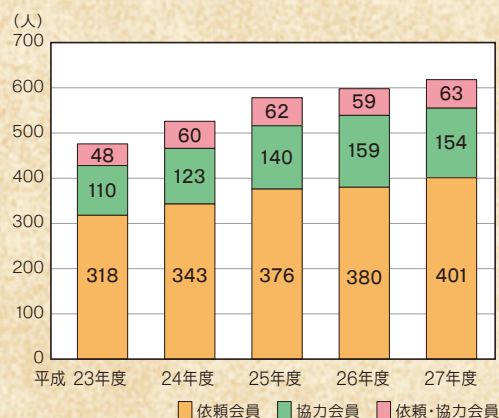
妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない相談・支援体制を充実するとともに、子育てを地域で支え合い、子どもがいきいきと育つ、子育てのしやすいまちを目指します。

実施状況と課題

- 子育て家庭の経済的負担の軽減のため、チャイルドシート購入費用の助成や子育てきらきらクーポン事業を実施しています。
- 地域での子育て支援拠点の充実、ファミリーサポートセンター事業³⁴や、放課後児童クラブなど多岐にわたる子育て支援を実施しています。
- 核家族化、地域のつながりの希薄化等により、家族・地域における養育力が低下し、子育ての孤立感や不安・負担感が増大しているため、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない相談・支援体制を整備していく必要があります。
- 発達に支援が必要な子どもに対しては、早期発見・早期療育につなげることが重要であるため、療育体制を充実させる必要があります。

関連図表

【ファミリーサポートセンター会員数】



施策の内容

- (1) 経済的支援の充実 担当課：国保医療年金課、子育て支援課
- 出生祝金や各種手当の支給、チャイルドシート購入費用の助成をはじめ、行政と市内事業者の協力による子育てきらきらクーポン事業等を通じて、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
 - 中学3年生までの子どもの医療費について、所得制限なく全額を助成し、医療費に係る経済的負担の軽減を図ります。
- (2) 子育て支援サービスの充実 担当課：子育て支援課
- ファミリーサポートセンター事業や地域での育児支援など、地域住民による子育て支援を充実します。
- (3) 子育て家庭の交流を促進する事業の充実 担当課：子育て支援課
- 児童館や子育てつどいの広場において、親子が集まり交流する場づくりを推進し、子育てへの不安感や負担感の軽減に努めます。

³⁴ ファミリーサポートセンター事業：育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(協力会員)とがお互い会員になって、子育て中の人や働く人の家庭を地域で支える相互扶助組織のこと。

(4) 相談・支援体制の充実 担当課：子育て支援課

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談・支援体制を充実するために、子育て世代包括支援センター³⁵を開設し、電話・窓口での相談体制を整備するとともに、支援が必要な家庭に対し、専門職による支援体制を充実します。

○虐待の予防や早期発見・早期対応できるシステムを構築し、必要な相談体制の充実や関係機関との連携を強化します。

○発達に支援が必要な子どもに対しては、関係機関と連携し、子どもの状況に応じた療育支援をするとともに、家族の気持ちに寄り添えるような相談・支援体制の充実を図ります。

(5) 放課後児童クラブの充実 担当課：社会教育課

○小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図ります。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・子どもを愛情と責任を持って育てましょう。 ・子どもと子育て家庭を応援する意識を持ちましょう。	・子どもと子育て家庭を応援するとともに、子育て支援に取り組みましょう。 ・仕事と子育てが両立しやすい環境づくりや、子育て家庭に配慮した職場づくりに努めましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
子育てきらきらクーポン事業満足度アンケート	%	—	85.0
平成 33 年度目標値の設定理由	市民満足度の成果として設定		
子育て世代包括支援センター年間相談件数	件	—	600
平成 33 年度目標値の設定理由	1 日当たり 2.5 件として設定		
ファミリーサポートセンター運営事業会員数	人	618	650
平成 33 年度目標値の設定理由	近年の動向を踏まえて設定		

関連する計画

計画名

たつの市子ども・子育て支援事業計画

期間

H27～H31



■子育てつどいの広場

³⁵ 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を提供する拠点のこと。

第1節 安心して子育てができるまちをつくる

施策18 ひとり親家庭等の福祉の充実

基本方針

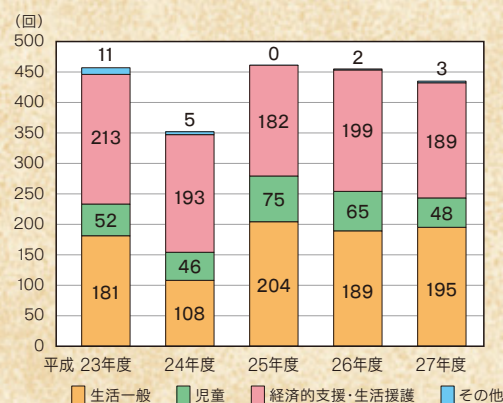
ひとり親家庭等の自立に向け、相談・支援体制の拡充を行うほか、生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援策を展開します。

実施状況と課題

- ひとり親家庭等は増加傾向にあり、生活支援、就労支援、経済的支援等の相談回数も増加しています。
- 現在、母子父子自立支援員を配置し、関係機関との連携を図りながら対応していますが、人員不足により十分な支援ができにくい状況となっています。
- ひとり親の自立を促す給付金制度の申請件数は、増加しています。

関連図表

【母子父子自立支援員相談回数の推移】



施策の内容

(1) 経済的自立支援の充実 ……担当課：子育て支援課

- 児童扶養手当等の支給を行うとともに、ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、高等職業訓練促進給付金等の支給や就職先の情報を提供するなど、自立・安定した生活が行えるよう、更なる就労支援の拡充を図ります。

(2) 生活支援の充実 ……担当課：子育て支援課

- 日常生活についての相談体制を整え、保護者のニーズや生活状況に応じ、母子父子寡婦福祉資金貸付金の案内やファミリーサポートセンター等の利用促進を行うなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。

(3) 相談・支援体制の充実 ……担当課：子育て支援課

- 母子父子自立支援員や家庭児童相談員などによる相談体制を整えるとともに、相談員の研修によって一層の資質向上を図り、更に他機関との連携を強化することにより、ひとり親家庭等の精神的な負担の軽減に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・地域でひとり親家庭等を支えましょう。	・援助を必要とする家庭や子どもを支援しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
ひとり親家庭等年間相談回数	回	435	480
平成 33 年度目標値の設定理由	近年の動向を踏まえて設定		
高等職業訓練促進給付金年間新規申請件数	件	2	5
平成 33 年度目標値の設定理由	職業訓練の需要の高まりにより、現状値の 2.5 倍を目標に設定		

関連する計画

計画名	たつの市子ども・子育て支援事業計画	▶	期間	H27～H31
-----	-------------------	---	----	---------



■母子父子自立支援員による相談

第1節 安心して子育てができるまちをつくる

施策19 保育サービスの充実

基本方針

保育の質・量を確保しながら保育サービスの充実を図るとともに、就学前の教育・保育・子育て支援を一体的に提供する幼保連携型認定こども園³⁶化を推進します。

実施状況と課題

- たつの市子ども・子育て支援事業計画に基づき、延長保育や一時預かり等の更なる充実が必要です。
- たつの市では待機児童は発生していませんが、3歳未満児の保育ニーズの増加や保育の質の向上のために保育士確保が課題となっています。
- 平成27年度にたつの市幼稚園・保育所再編計画を策定しており、認定こども園の仕組みや施設について、広く市民へ周知するとともに、児童や保護者に不安を与えないように整備を進めていく必要があります。



■幼保こども園交流研修

施策の内容

(1) 保育所等における特別保育の充実・・・・・・・・・・・・・担当課：子育て支援課

- 多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育事業や一時預かり事業の更なる充実を図ります。
- 病児・病後児保育事業を推進するとともに、地域の子育てに関する相談・地域交流の場として充実させるため、保育所・認定こども園の地域子育て支援機能の強化を図ります。

(2) 保育の質・量の確保と保育環境の充実・・・・・・・・・・・・・担当課：子育て支援課

- 3歳未満児の保育ニーズに対応し、待機児童の発生を防ぐとともに、保育の質・量の確保と充実を図るため、保育士等の雇用を進めます。
- 園児の安全を守り、保育効果を高めるため、設備の改修や遊具の点検修繕など、計画的な保育環境の整備を図ります。



■オープンこども園



■認定こども園

³⁶ 幼保連携型認定こども園：幼稚園機能と保育所機能の両方の良さを併せ持つ単一の施設（略称：認定こども園）

(3) 認定こども園の推進 担当課：こども園推進課

○公私立認定こども園・保育所・幼稚園職員を対象に交流研修を実施し、就学前教育・保育の質の向上を図ります。

○就学前教育・保育・子育て支援を一体的に提供する認定こども園の良さを周知するため、オープンこども園を開催します。

○民間保育所の認定こども園化を推進します。

(4) 認定こども園の整備 担当課：こども園推進課

○たつの市幼稚園・保育所再編計画に基づき、就学前教育・保育・子育て支援を一体的に提供する認定こども園の整備を計画的に進めます。

○民間の認定こども園の施設充実に向け、改修及び改築等の整備費用の一部を補助します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・保護者としての役割と責任を持ち子育てしましょう。 ・地域の子どもに関心を持ち、子どもの健やかな育成に協力しましょう。	・育児休業制度の整備や取得促進など、子育てしやすい職場環境づくりを推進しましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
保育所及び認定こども園の待機児童数	人	0	0
平成 33 年度目標値の設定理由	現状値を維持		
認定こども園数	園	7	20
平成 33 年度目標値の設定理由	計画の目標値を参考に設定		

関連する計画

計画名	たつの市子ども・子育て支援事業計画	期間	H27～H31
計画名	たつの市幼稚園・保育所再編計画	期間	H27～H32



■子育て支援のための実技講座

第2節 高齢者が暮らしやすい環境をつくる

施策20 地域包括ケアシステムの構築

基本方針

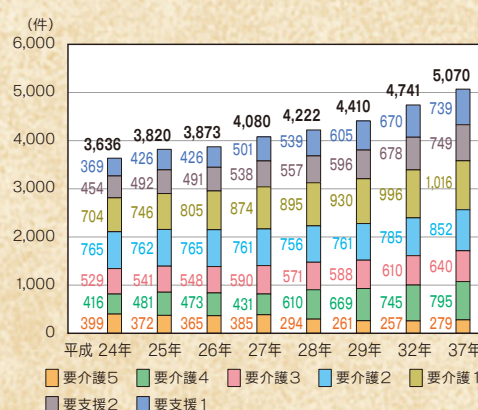
高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、多職種の連携強化、人材育成、地域で支え合う体制づくりを推進し、多様な主体の参画等によるフォーマルサービス³⁷・インフォーマルサービス³⁸の充実と質の向上を図ります。

実施状況と課題

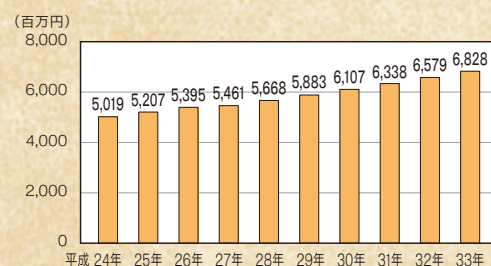
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう高齢者福祉サービス、介護予防サービス、介護保険サービス等の充実及び適切に提供できる体制づくりに取り組んでいます。
- 認知症高齢者等の増加に対して、認知症の早期発見・早期対応を行えるように認知症初期集中支援チーム³⁹の配置や認知症に備えるための連携ツールの作成・普及、認知症高齢者等を支える地域づくりなど、認知症施策の充実を図っています。
- 高齢者世帯の増加に伴い、生活支援を必要とする高齢者が増加しているため、サービスの充実だけではなく、市民主体の地域支え合い体制づくりが必要です。
- 「介護」「医療」「予防」「生活支援」「健康づくり」「生きがいづくり」などが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム⁴⁰」の構築が必要です。

関連図表

【要支援・要介護認定者数の推移と推計】



【介護保険給付の推移と推計】



施策の内容

(1) 生活支援・介護予防サービスの充実……………担当課：高年福祉課、地域包括支援課

- 高齢者のニーズに対応し、質の高いサービスを提供するため、地域包括支援センターの充実、関係機関等によるネットワークの整備やボランティアの育成等、日常生活圏域で適切にサービスを提供する体制づくりに努めます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、地域の実情に応じて、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの充実により、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めます。

³⁷ フォーマルサービス：制度的に位置付けられた公的な援助のこと。(ホームヘルプサービス、デイサービス等)

³⁸ インフォーマルサービス：近隣、地域社会、民間、ボランティア等が行う非公的な援助のこと。

³⁹ 認知症初期集中支援チーム：認知症が疑われる人又は認知症の人やその家族を訪問し、必要な医療や介護等の支援につなぐ専門職チームのこと。

⁴⁰ 地域包括ケアシステム：高齢者が、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで送れるように地域がサポートし合う社会システムのこと。

(2) 地域における介護体制の充実 担当課：高年福祉課、地域包括支援課

○介護が必要な高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で自立した生活を営むことができるよう、たつの市介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所等介護サービスの基盤整備を計画的に推進します。

(3) 支え合う地域づくりの推進 担当課：地域包括支援課

○生活支援コーディネーター⁴¹及び協議体を設置し、自治会、民間企業、社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員、ボランティア等の多様な関係機関及び関係者が協働し、支援が必要な高齢者等を多様な仕組みで重層的に支え合う体制を構築します。

(4) 認知症施策の推進 担当課：地域包括支援課

○認知症高齢者等に対する適時適切な医療・介護サービスの提供のため、認知症初期集中支援チーム等による早期発見・早期対応に向けて関係機関と連携体制を整えていきます。

○認知症の正しい知識を普及し、地域や職域において認知症への理解を深めることで、認知症高齢者等やその家族を見守り支援する地域づくりを推進します。

○認知症等による介護負担の増大から生じる高齢者虐待の防止に努めるとともに、西播磨成年後見支援センターとの連携により成年後見制度⁴²の普及啓発を図ります。

(5) 在宅医療と介護の連携 担当課：地域包括支援課

○医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な局面で医療と介護の連携を図ることのできる体制を構築します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・市民相互の見守りや支え合いに関心を持ち、地域の活動に積極的に参加しましょう。	・高齢者が生活しやすい地域づくりに積極的に協力しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
認知症サポーター ⁴³ 1人当たり的高齢者数	人	5.8	2.9
平成 33 年度目標値の設定理由	厚生労働省新オレンジプランの目標値を参考に設定		
介護給付費に占める居宅介護サービス費の割合	%	52.5	55.4
平成 33 年度目標値の設定理由	過去 5 年間の推移により設定		

関連する計画

計画名	第6期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	期間	H27～H29
-----	--------------------------	----	---------

⁴¹ 生活支援コーディネーター：生活支援等サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築を行う者

⁴² 成年後見制度：認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下した方々の生活（権利や財産）を守る制度

⁴³ 認知症サポーター：認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する人

第2節 高齢者が暮らしやすい環境をつくる

施策21 生きがいづくりと社会参加の支援

基本方針

高齢者に対する敬愛精神の普及に努めるとともに充実した人生を送るための生きがいづくり・社会参加・仲間づくりなど、高齢者の取組や活動の普及を支援し、生きがいの持てる高齢者福祉の実現を図ります。

実施状況と課題

- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、老人クラブ等の支援やひきこもりがちな高齢者への外出支援、ボランティア活動へのきっかけづくりを実施しています。
- 働き続ける高齢者の増加や地域との付き合いの薄い世帯の増加により、人と人とのつながりが弱体化しつつある中で、長年住み慣れた地域で暮らしたいと願う人も多く、市民の福祉に対するニーズは多様化しています。
- 高齢者の生活支援のニーズが増える一方、それを支えるボランティア等が不足している中、豊富な経験や意欲のある高齢者が積極的にボランティア活動、社会活動等に参加できる仕組みづくりが必要です。

関連図表

【シルバー人材センター年間受託業務件数の推移】



■高齢者の地域貢献

施策の内容

(1) 生きがいづくり・社会参加 …… 担当課：高年福祉課

- 高齢者の生きがいづくりを促進し、ふれあいを深める老人クラブ活動の活性化をはじめ、高齢者向けスポーツ・レクリエーション等の普及により、高齢者の社会参加活動を支援します。
- 地域社会での交流活動やボランティア活動等の自主的な生きがいづくり活動を支援します。

(2) 敬老事業の実施 …… 担当課：高年福祉課

- 地域社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝福するため、地域社会との協働による敬老事業の実施に努めます。

(3) 高齢者の地域貢献……………担当課：高年福祉課

○高齢者が長年培ってきた豊富な知識・経験・技能など、能力を地域社会に還元していく環境づくりや、高齢者自らの取組を支援します。

○関係機関と連携した就業機会の拡大と啓発を行い、高齢者の就労意欲の促進に努めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・高齢者の生きがいがづくりや地域での居場所づくりを進めましょう。	・事業活動において、高齢者の生きがいがづくりに積極的に協力しましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
老人クラブの会員数	人	14,888	14,888
平成 33 年度目標値の設定理由	現状値を維持		
シルバー人材センター年間受託業務件数	件	3,566	4,466
平成 33 年度目標値の設定理由	過去 5 年間の推移により設定		

関連する計画

計画名	第6期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	期間	H27～H29
-----	--------------------------	----	---------



■ 高齢者スポーツ大会



■ 高齢者文化活動発表会

第3節

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができる環境をつくる

施策22 障害のある人への生活支援と社会参加の促進

基本方針

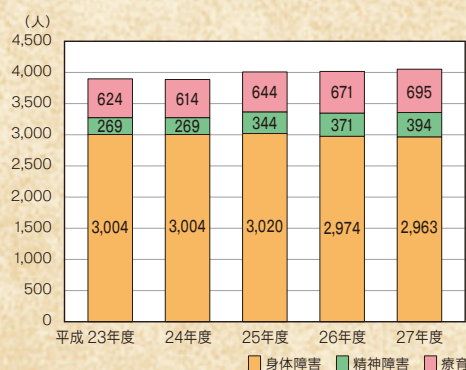
障害者が必要とする福祉サービスを的確に選ぶことができる相談・支援体制を充実させます。また、障害者差別解消法に基づき、障害者が障害を理由に差別されることが無く、社会参加と自立した生活ができるまちづくりを目指します。

実施状況と課題

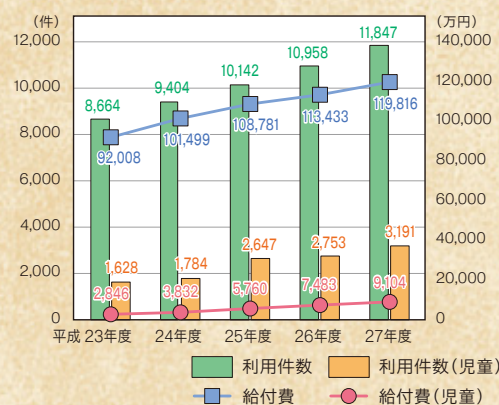
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳の所持者数の増加により、障害者福祉サービスの利用者数も近年増加傾向となっています。
- サービス利用者のニーズは多様化しているため、利用者に必要な情報を迅速・的確に提供することが求められています。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律⁴⁴（障害者差別解消法）が平成28年に施行され、国・地方公共団体・事業者は、障害者への差別的取扱いの禁止が法的義務となり、障害を理由とする差別の解消を推進する必要があります。
- 障害者が社会参加活動や自立に向けて、地域のレクリエーション活動等へ積極的に参加できるように支援する等、障害者がいきいきとした生活が送れるような支援体制の充実・強化が必要です。

関連図表

【障害者（児）手帳所持者の推移】



【サービス利用者数と給付費の推移】



施策の内容

- (1) 相談・支援体制の充実 担当課：地域福祉課
- すべての障害者が個々の状況に応じて、必要とするサービスを的確に選択できるよう、福祉の総合窓口の充実を図るとともに、福祉サービス提供事業者と連携し、一貫した相談と支援を行います。

⁴⁴ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、平成25年6月に公布された法律（平成28年4月施行）で、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合は、負担になりすぎない範囲で、日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物・制度・慣行・観念などを取り除くために、必要で合理的な配慮を行うことが求められる。

(2) 障害者への不当な差別をなくす支援……………担当課：地域福祉課

- たつの市障害者等地域自立支援協議会では、障害者差別解消法に抵触する可能性がある案件が発生し、相談を受けた場合は、直ちに分科会を組織し、解決に向けての相談・支援体制を整えます。
- 障害者に対する心のバリアを取り除き、社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーや建築物を安心して利用することができる物理的バリアフリーなど、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮⁴⁵に努めるよう呼びかけます。

(3) 障害者の社会参加と自立した生活の促進……………担当課：地域福祉課

- 障害者が地域でいきいきとした生活が送れるよう、障害者団体と協力し、文化・スポーツ・レクリエーション活動等へ参加しやすい体制づくりを促進します。
- 障害者雇用に対する市民や事業者の理解を深めていくとともに、相談支援事業所等、関係者間の連携を強化しながら就労支援を進めます。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・障害者が障害を理由に差別を受けることがないよう、障害者への理解を深め、地域の行事などに参加しやすい環境づくりに取り組みましょう。	・施設のバリアフリーや、職員・社員に対する研修を行い、障害者に対する社会的障壁を除去しましょう。 ・就労を希望する障害者を積極的に受け入れましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
障害者サービス利用年間相談件数	件	789	1,000
平成 33 年度目標値の設定理由	サービスの更なる普及を見込んで設定		
就労継続支援年間利用人数	人	199	250
平成 33 年度目標値の設定理由	サービス利用数の増加を見込んで設定		

関連する計画

計画名 たつの市第2次障害者計画 ▶ 期間 H24～H29

計画名 たつの市第4期障害福祉計画 ▶ 期間 H27～H29

⁴⁵ 合理的な配慮：障害のある人が、日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる、社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

第4節 共に助け合い、支え合うまちをつくる

施策23 地域福祉の充実

基本方針

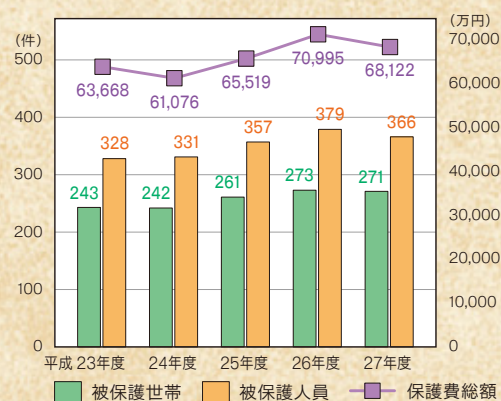
だれもが住み慣れた地域で、年齢や障害に関係なく、安心して快適な日常生活を営むことができるよう、市民と行政が共に助け合い、支え合う、自助・互助・共助・公助⁴⁶のバランスの取れた、ユニバーサルデザイン⁴⁷の福祉のまちづくりを推進します。

実施状況と課題

- 地域のつながりが希薄化し、地域における支援を必要とする人の発見が難しくなっているため、市民と行政が協力し合い、支援を必要とする人を把握することが必要です。
- 高齢者や障害者は年々増え続けており、住み慣れた地域を離れることなく、安心して日常生活を送ることができるまちづくりが必要です。
- 生活困窮世帯の困窮の理由は複雑化し、多岐にわたるため、生活困窮世帯への相談・支援体制を充実し、個々の世帯に継続的に向き合い、個々の事情に応じた適切な支援を行うことが必要です。

関連図表

【生活保護状況の推移】



施策の内容

(1) 地域のネットワークづくり 担当課：地域福祉課、高年福祉課、地域包括支援課

- 民生委員が行う地域見守り活動、自治会の小地域福祉活動⁴⁸のほか、市民の様々なボランティア活動を推進します。
- 地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉協議会との連携を一層強化し、地域福祉の充実に努めます。
- 高齢者、障害者等で災害時に援護を必要とする市民を把握し、自主防災組織等の関係機関と情報を共有することで、災害時の情報伝達・避難誘導を迅速・的確に行います。

(2) 福祉のまちづくりの推進 担当課：地域福祉課、高年福祉課

- コミュニティバスやデマンド交通、高齢者・障害者福祉タクシー利用券の提供等により、交通弱者の日常生活を支援します。
- 高齢者や障害者が、住み慣れた家に住み続けることができるよう、住宅改造・改修費の助成を行い、住宅のバリアフリー化を支援します。

⁴⁶ 自助・互助・共助・公助：自助…自分自身が行うこと。家族同士での助け合いを含む。 互助…周囲や地域が協力して助け合うこと。ボランティアなど制度化されていない相互扶助。 共助…周囲や地域が協力して助け合うこと。社会保険など制度化された相互扶助。 公助…公的機関が行うこと。

⁴⁷ ユニバーサルデザイン：子どもや大人、外国人、障害のある人や高齢者などだれもが使いやすく、利用しやすい製品や空間（意匠・設計・図案など）、社会の仕組みのこと。

⁴⁸ 小地域福祉活動：住民主体を原則とする、地域の特色を生かし、ふれあいサロンや世代間交流などの交流活動、座談会やミニ広報発行などの広報啓発活動などを通じた地域福祉活動

(3) 生活困窮世帯に対する自立支援と生活援護 担当課：地域福祉課

○生活困窮世帯に対し、個々の事情に応じ生活困窮者自立支援法に基づく支援プランを作成し、自立に向けた相談・支援を行います。自立が困難な世帯については、生活保護制度の適用により最低限の生活を保障し、世帯状況に応じて自立に向けた支援を行います。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・福祉に対する意識を高め、地域のコミュニティづくりに協力しましょう。	・地域が実施する活動に積極的に参加・協力しましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
小地域福祉活動実施地区数	数	146	164
平成 33 年度目標値の設定理由	各地区への普及を見込んで設定		
高齢者タクシー年間利用料助成件数	件	1,355	1,600
平成 33 年度目標値の設定理由	デマンド交通へのタクシー券利用を見込んで設定		
障害者福祉タクシー年間利用料助成件数	件	204	250
平成 33 年度目標値の設定理由	デマンド交通へのタクシー券利用を見込んで設定		

関連する計画

計画名 たつの市地域福祉計画

期間 H25～H29



■市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」

第5節 生涯を健やかに過ごせる体制を整える

施策24 健康づくりの推進

基本方針

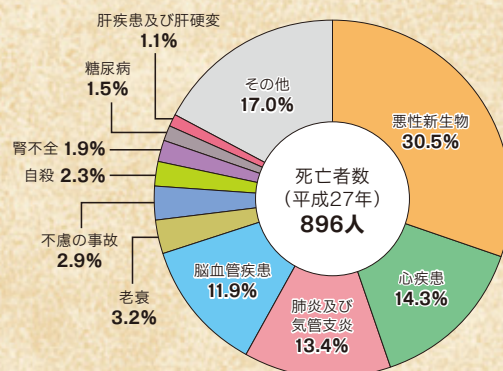
市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、主体的に取り組む健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉と連携を図り、各ライフステージに応じた健康診査・保健指導・健康教育・健康相談の充実やそのための体制づくりを図ります。

実施状況と課題

- 「たつの市健康増進計画・食育推進計画（第2次）」に基づき、健康な暮らしを実現するための取組を進めています。
- 妊娠期から乳幼児・成人・高齢者までの生涯にわたる健康づくりの支援を行っています。
- 食育については、関係機関との連携のもと、幅広い年代への「食」に対する意識の向上を図っています。
- 感染症対策については、予防接種率の向上を図るとともに、感染症予防の普及啓発に努めており、計画に基づいた具体的な体制づくりが必要です。
- 健康づくり組織の活動支援を通じて、会員の資質向上と連携を図ることが必要です。

関連図表

【主要死因別死亡者数割合】



施策の内容

- （1）健康増進計画・食育推進計画（第2次）の推進……………担当課：健康課
- 健康増進計画・食育推進計画（第2次）の評価と見直しを図りながら、効果的かつ市民の主体的な健康づくりの推進に取り組みます。
 - 「食」に対する意識向上を図るため、家庭・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・地区組織等が連携し、食文化の継承・環境に配慮した食生活に関する知識等の食育普及啓発に取り組みます。
- （2）母子の健康づくりの推進……………担当課：健康課
- 妊産婦・乳幼児・家族の健康づくり推進のため、切れ目のない支援の体制づくりと、育児の悩みや不安等の早期把握や支援に努め、必要な対象者への専門的相談に努めます。
- （3）成人と高齢者の健康づくりの推進……………担当課：健康課
- 生活習慣病対策として、市民総合健診（特定健診、がん検診）の受診率向上を図り、健診後における特定保健指導の強化と重症化予防に重点を置いた健康づくりを推進します。
 - 主要死因の第1位を占めるがん対策として、がん検診の未受診者及び継続受診の啓発強化を図り、早期発見・早期治療に努めます。

○高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民自らが主体となり身近な場所において心身機能の低下を予防し、要介護状態等の軽減を図るための介護予防を推進します。

(4) 歯科保健の推進 担当課：健康課

○歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及や理解の向上に努め、生涯にわたって自分の歯を保持できるよう、効果的な虫歯予防、歯周病予防対策を推進します。

(5) 感染症対策の推進 担当課：健康課

○感染症予防の普及啓発に努め、予防接種率の向上を図るとともに、県、医師会、学校園、関係施設等と連携し、迅速かつ的確な体制づくりに努めます。

(6) 健康づくり組織への支援 担当課：健康課

○育児支援や市民の健康づくりに取り組む母子・健康推進委員会や食生活改善及び食育活動を主体的に推進するいずみ会など、地域ぐるみで取り組む健康づくり活動や団体を支援します。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・自分の健康は自分で守る意識を持って、健康づくりに取り組みましょう。	・関係機関と連携し、従業員の健康づくりを進めましょう。

まちづくりの指標

指標名	単位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
がん検診受診率	%	22.1	27.0
平成 33 年度目標値の設定理由	近年の動向により設定		
乳幼児健診受診率	%	97.6	99.0
平成 33 年度目標値の設定理由	近年の動向により設定		

関連する計画

計画名	たつの市健康増進計画・食育推進計画（第2次）	期間	H26～H30
計画名	たつの市新型インフルエンザ対策行動計画	期間	H26～



■食育推進活動



■乳幼児健診

第5節 生涯を健やかに過ごせる体制を整える

施策25 医療サービスの向上

基本方針

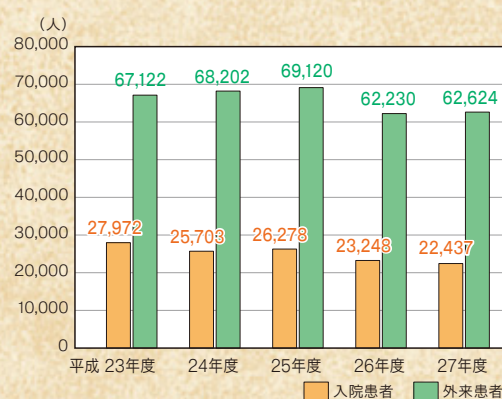
市民病院が医療連携の拠点機能を果たし、医療・介護の分野において地域包括ケアシステムの一翼を担うとともに、中長期的展望を持って安定的な経営を目指します。また、国民健康保険事業については、健康で安定した生活ができるよう、医療費の適正化と保険税収納率の向上を図り、健全運営に努めます。

実施状況と課題

- 「市民に必要な医療の提供」「地域包括ケアシステムへの貢献」「健全な経営」を基本目標として、病院運営に取り組んでおり、救急医療、小児医療等地域医療の充実が必要です。
- 医療費適正化のため、特定健診受診率の向上、検診の受診勧奨による疾病予防及び早期発見・早期治療、医療費通知やレセプト⁴⁹点検調査の充実強化、国保保健師による多受診・重複受診に対する訪問指導の強化、ジェネリック医薬品⁵⁰の普及に取り組んでいます。
- たつの市国民健康保険事業においても低所得者層や高齢者層が増加しており、事業運営が不安定なものとなっていることから、増加傾向にある医療費の抑制が不可欠となっています。

関連図表

【市民病院の入院・外来患者数の推移】



施策の内容

(1) 地域医療体制の充実 担当課：健康課、市民病院

- 地域の医療機関との連携を強化し、地域住民が安心できる医療を提供します。
- 急性期治療⁵¹を終えた患者に集中的なリハビリテーションを提供し、速やかな機能回復を図り、早期の在宅復帰を支援します。
- 医療・介護の連携強化に取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、訪問診療、訪問看護サービス等を提供し、地域包括ケアシステムへの貢献に努めます。
- 周産期医療及び小児医療については、西播磨・中播磨医療圏域の広域での取組において、県や医師会及び関係医療機関等と連携し、ネットワークの強化に努めます。
- 医師会の協力体制のもと、はつらつセンター内にある休日夜間急病センターの医療体制の充実に努めます。

⁴⁹ レセプト：患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村国保や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書のこと。診療報酬明細書又は調剤報酬明細書ともいう。

⁵⁰ ジェネリック医薬品：先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のこと。後発医薬品。開発費用が少ないため、新薬と比較して価格が3割～5割程度安い。

⁵¹ 急性期治療：患者の病態が不安定な状態から、ある程度安定した状態に至るまでの治療

(2) 市民病院の運営 …… 担当課：市民病院

- 救急医療及び健診事業の充実、地域医療連携の強化、高度医療機器の利用促進に努め、市民から信頼される病院を目指します。
- 地域医療構想に基づき、地域医療機関との連携を図るとともに、回復期リハビリテーションや在宅診療等の医療機能を拡充し、病床稼働率の向上に努めます。
- 病院改革プランに基づき、診療収入増加策や経費削減策を着実に実行し、安定した病院経営を目指します。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療保険の健全運営 …… 担当課：国保医療年金課

- 国民健康保険については、平成 30 年度から兵庫県と県内市町が共同保険者となりますが、引き続き健全運営に努めます。
- 国保財政の安定を図るため、医療費の動向を的確に把握し、適正な課税と収納率の向上に努めます。
- レセプトによる疾病分析、特定健康診査の推進と健診後の特定保健指導の徹底、レセプト点検の充実強化、国保保健師による多受診・重複受診に対する訪問指導の強化、ジェネリック医薬品の普及促進、第三者行為の把握強化等により、医療費の抑制に努めます。
- 後期高齢者医療広域連合及び関係機関と連携を図りながら、後期高齢者医療給付などの適正化に努めます。

(4) 福祉医療費助成制度の適正運営 …… 担当課：国保医療年金課

- 福祉医療費助成制度については、現行の中学 3 年生までの医療費完全無料化といった市独自の医療費助成の堅持に努めつつ、国・県の動向を見ながら社会のニーズに対応した制度の見直しを図ります。

各主体が取り組むこと（期待する役割）

市民が取り組むこと	団体・事業者等が取り組むこと
・日頃から安心して通える、かかりつけ医や薬局を持ちましょう。	・感染症に関する従業員への知識の普及や、予防体制の確立に努めましょう。

まちづくりの指標

指 標 名	単 位	現状値 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
国民健康保険被保険者の特定健診受診率	%	35.4	60.0
平成 33 年度目標値の設定理由	厚生労働省が定めた目標値を参考に設定		
国民健康保険被保険者のジェネリック医薬品普及率	%	38.1	80.0
平成 33 年度目標値の設定理由	厚生労働省が定めた目標値を参考に設定		
病院事業の経常収支比率	%	92.6	100
平成 33 年度目標値の設定理由	総務省が定めた目標値を参考に設定		

関連する計画

計画名 たつの市国民健康保険保健事業実施計画

期間 H28 ～ H29

計画名 たつの市民病院新改革プラン

期間 H28 ～ H32